

平成25年 6 月27日

各位

会 社 名 ペプチドリーム株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 窪田 規一
(コード番号：4587 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役経営管理部長 関根 喜之
電 話 番 号 (03) 3485-7707 (代表)

Pfizer社との契約解消に係る経緯について

当社が平成25年 6 月25日に「Pfizer社との共同研究開発の解消に関するお知らせ」として適時開示いたしました情報につきまして、下記のとおり契約解消の経緯及び来期計画への影響等をお知らせいたします。

記

1. 契約解消に至るまでの経緯について

当社は、Pfizer Inc.（以下「Pfizer社」といいます。）との間で、平成22年12月17日に共同研究開発契約を締結し、共同研究開発に着手いたしました。

当社が取り組むこととなった共同研究開発の内容は、CovX-bodyと呼ばれる特殊な抗体（以下「CovX-body抗体」といいます。）に対して結合させるための特殊ペプチドを開発するというものでした。CovX-body抗体はPfizer社のサンディエゴにあるCovX research unitにて開発されているプロジェクトでした。

当社は、同取り組みにおいて、複数の特殊ペプチドを開発・獲得することができました。しかしながら、Pfizer社においてCovX-body抗体の開発を放棄することとし、平成25年 2 月16日にPfizer社の組織再編の一環としてCovX research unitが閉鎖されることがプレスリリースされました。

その後もPfizer社との共同研究開発契約は続いており、当社が提供した特殊ペプチドについては、CovX research unitが閉鎖された後も引き続きPfizer社の他の部門においてその評価が続けられました。当社としては、当社が獲得した特殊ペプチドはCovX-body抗体と比較して標的分子に対して非常に強く結合する優れた特性を示していたことから、当然、新しいプロジェクトとして継承・継続されるものと考えておりました。

しかしながら、平成25年 6 月25日に、Pfizer社における検討の結果、CovX-body抗体に結合させることを目的として獲得した特殊ペプチドの対象疾患はCovX-body抗体と組み合わせることを前提としたものであり、他の共同研究開発先におけるプロジェクトとは異なった性格のものであったことや、Pfizer社として特殊ペプチド単独による創薬の可能性を検討したものの、対象疾患が特殊ペプチド創薬の対象として好ましくないとの判断から本共同研究開発を継承・継続させることは困難であるとの結論に至ったとの理由により契約解消の通知を受けました。Pfizer社とし

では、特殊ペプチド創薬の可能性には関心を持っており、特殊ペプチドそのものを創薬のシーズとして扱う新しいプロジェクトの立ち上げも検討がなされました。しかし、これについても新しいプロジェクトを新設させるためにはPfizer社において1年程度の準備期間が必要となるため、平成22年12月17日の原契約の継続を断念することを決定されたとのことでした。なお、原契約上、契約解除に際しては、事前の通知期間として60日が設けられており、今回はその事前通知を受けたものであります。

2. 来期以降の計画への影響について

平成26年6月期の売上高のうち、Pfizer社との契約は、現行プロジェクトの継続・継承を前提として224百万円を計上していましたが、この度の契約解消により当該額が減収要因となります。

しかしながら、原契約に基づきライセンス前の知的財産権はすべて当社に帰属するほか、共同研究開発により得られた標的分子に係る情報等も当社が利用することができるため、Pfizer社に係るプロジェクトの再構成及び再利用を検討してまいり所存であります。

平成25年6月11日に公表しました中期経営計画につきましては、修正を行い、速やかに公表を行う予定であります。

3. 当社事業への影響について

当社では現在8社との間で共同研究開発契約（うち1社は共同研究契約）を締結しており、現時点において、他の共同研究開発先には何ら影響がありません。加えて、先述のとおり当社の技術力や創製した特殊ペプチドに問題があつて解消されるものでもありません。

当社の収益構造は、原則として共同研究開発契約に基づき前払いで金員を受領するかたちとなっております。したがって、解約通知を受けたとしても、それまでに受領した金員を返還する必要はなく、また、解約通知に際して共同研究開発先において損害賠償責任が生じるものでもありません。

当社は、今後も共同研究開発先の維持及び開拓に努めてまいります。

以 上